

就学援助電子申請について

令和8年4月入学予定 早期申請者

申請期間中、24時間いつでもスマホやパソコンから申請ができます。

対象となる方

令和8年4月に新1年生となり、
就学援助を早期申請する方。



早期申請とは…

4月に苅田町の小中学校の新1年生になる方を対象とし、入学前に就学援助の認定を受けておくことです。

申請方法

苅田町ホームページの申請フォーム(早期申請用)、または、下記QRコードよりお申込みください。

○申請フォーム



用意するもの

添付書類の画像データ

※詳細は別紙「電子申請で用意するもの」をご確認ください。

令和8年度分オンライン早期申請受付期間

令和7年12月10日から令和8年1月31日まで

※上記期間は4月からの認定に係る締切りです。

その後も申請は可能ですが、早期申請とは異なる申請区分となりますので、認定時期は随時変動します。

【問い合わせ先】

苅田町教育委員会学校教育課

Tel 093-434-1998

電子申請で用意するもの

申請理由によって、以下の画像データが必要となります。

(スマホで撮影した写真でOK)

申請理由	必要な画像データ	注意点
1.児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当の証書	有効期限と受給者氏名がわかる写真を添付してください。 (証書の1ページ目と2ページ目)
2.市町村民税が非課税または減免の適用を受けている方	令和7年度 町・県民税非課税証明書又は減免通知書	令和7年1月1日時点で苅田町にお住いの方は、画像データは不要です。他市町村にお住まいであった方のみ、該当市町村が発行する証明書の写真を添付してください。
3.国民年金の保険料の免除を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書 (申請時に全額免除を受けていること)	免除される者、免除期間がわかる写真を添付してください。
4.国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている方	国民健康保険税減免承認通知書	減免・猶予される者、減免・猶予期間がわかる写真を添付してください。
5.生活保護が廃止又は停止になつたが、今なお生活が苦しい方	生活保護停止・廃止決定通知書	廃止された者、時期がわかるように写真を添付してください。
6.所得が基準以下の方	令和7年度 所得証明書	令和7年1月1日時点で苅田町にお住いの方は、画像データは不要です。他市町村にお住まいであった方のみ、該当市町村が発行する証明書の写真を添付してください。
7.その他	学校教育課にお問合せください。	

※上記に加えて、早期申請では原則として申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写真が必要になります。

〔 通帳の場合は、口座名義人・口座番号等のわかるページの写真を添付してください。(最初の見開きページの写真)
キャッシュカードの場合は、表面の写真を添付してください。 〕